

社会福祉法人シンエイ福祉会
館第二すぎのこ保育園重要事項説明書
(令和7年度入園者用)

館第二すぎのこ保育園 重要事項説明書

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人シンエイ福祉会
所在地	埼玉県新座市野火止 5－18－21
電話番号	048－202－6880
代表者氏名	神 杉 敏 夫

2 利用施設

施設の種類	保育園		
施設の名称	館第二すぎのこ保育園		
施設の所在地	埼玉県志木市館 2－6－1 5		
連 絡 先	電話番号 0 4 8－4 2 3－6 7 8 8 ファックス 0 4 8－4 2 3－6 7 3 1		
管理者	坂本 裕美		
利 用 定 員	(1) 利用定員		
	子どもの区分		定員
	2号認定子ども		5 4 名
	3号認定子ども	満 1 歳以上	3 0 名
		満 1 歳未満	6 名
(2) 地域の保育の需要等の状況から利用定員を超えて子どもを受入れる場合があります。			
認可年月日	令和 2 年 3 月 3 1 日		

3 施設の運営方針

- (1) 館第二すぎのこ保育園は、子ども一人一人を大切にし、保護者とともに子どものより良い成長を願い、地域に愛される保育園を目指します。
- (2) 館第二すぎのこ保育園は、集団生活を通して積極的に遊びや活動ができるよう援助し、自主性・協調性など社会態度や道徳性の芽生えを養います。
- (3) 館第二すぎのこ保育園は、いろいろな体験を通して、感動や喜びを素直に表現できる心、友達や保育士とのかかわりの中で相手の気持ちを考えたりする心の優しさを育てます。
- (4) 運営にあたっては、館第二すぎのこ保育園は、「志木市特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準を定める条例」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとします。

4 保育所の職員体制とクラス編成

(1) 職務内容と配置数（令和7年4月1日予定で職員総数は35人）

職種	職務内容	常 勤	非常勤
園長	保育園の管理運営を統括します。また、苦情解決者として苦情の解決にあたります。	1 人	—
主任保育士	保育内容について保育士を統括するほか、園長の補佐を行います。	1 人	—
保育士	保育計画に基づき保育を行います。また、家庭との連絡等の業務を行います。	16 人	6 人
支援センター	地域の子育てママ等に対して子育て支援を行います。	1 人	2 人
栄養士	子どもの栄養の指導等を行います。	1 人	1 人
調理員	給食の調理等を行います。	2 人	—
事務職員	建物や備品の保全管理や経理事務などを行います。	1 人	—
用務員	園舎の内外の清掃その他保育園の運営に必要な雑務を行います。	—	1 人
小児科医	定期的に子どもの内科検診を行います。	嘱託 1 人	
歯科医	定期的に子どもの歯科検診を行います。	嘱託 1 人	
備考			
1 埼玉県児童福祉法施行条例に規定する基準を遵守した上で、保育の提供に必要と認められる職員として、上記職種の職員を配置します。なお、入所人数により必要に応じて職員を増減するものとしますが埼玉県児童福祉法施行条例に定める配置基準を下回らない員数とします。			
2 職員は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。			
3 子育て支援センター「めばえ」が保育園に併設されて運営しています。			

(2) クラス編成と職員の配置状況（令和7年4月1日予定）

対象年齢	クラス名	児童数	担当保育士数	備考
0 歳児	はな	6 名	2 名	利用定員数 6 名
1 歳児	にじ	12 名	3 名	利用定員数 12 名
2 歳児	ゆき	18 名	3 名	利用定員数 18 名
3 歳児	ほし	18 名	2 名	利用定員数 18 名
4 歳児	もり	18 名	1 名	利用定員数 18 名
5 歳児	そら	18 名	1 名	利用定員数 18 名
備考				
1 担当保育士数は、受け入れる子どもの人数により増減することがあります。				
2 担当保育士のほか、状況に応じてフリー保育士が保育を補うことがあります。				
3 また、状況に応じてフリー保育補助要員が保育を補うことがあります。				

5 保育を提供する日及び時間

館第二すぎのこ保育園は保育等を提供する日及び時間を次のとおり定めています。

(1) 保育を提供する日

月曜日から土曜日までとします。(国民の祝日に関する法律に定める休日並びに12月29日から翌年1月3日までを除きます。)

ただし、当園の判断によりやむを得ない事情があるときは、上記の日以外であっても保育の提供を中止することがあります。

(2) 保育時間

保育必要量の区分	対 象 時 間
保育標準時間	7時から18時00分までの範囲内
保育短時間	8時30分から16時30分までの範囲内

(3) 時間外保育

保育必要量	対象時間
保育標準時間	18時00分を超えて19時00分までの範囲内
保育短時間	(1) 7時から8時30分未満での範囲内 (2) 16時30分を超えて19時00分までの範囲内

(4) 家庭における保育のお願い

夏祭り、運動会、おゆうぎ会や卒園式などの行事の時は、ご家庭における保育をお願いしています。

6 提供する保育等の内容

(1) 保育の内容

館第二すぎのこ保育園では、戸外活動を中心に「健康でのびやかな子ども」の育成を目指します。友だちを大切に、優しさを持ち、自分で考え行動できる力を養いたいと思います。また、運動・音楽・絵などに取り組むことにより、一人一人の表現の幅を広げ、個性を伸ばせる保育を目指していきます。同時に、保護者と常に連絡を持ち、共に子どもの成長を見守りたいと思います。

(2) 1日の流れ

	0・1・2 歳児	時間	3・4・5 歳児
延長 時間	開園 園児随時登園	7:00	開園 園児随時登園
基 本 的 な 保 育 時 間	健康視診 自由遊び(室内) おやつ	8:30 9:00	健康視診 自由遊び (室内及び園庭)
	朝の会 クラス活動	9:30	朝の会(朝礼) クラス活動
	離乳食(0 歳児) 昼食	10:45 11:00 11:30	昼食
	午睡準備		午睡準備
	午睡	12:00 12:30	午睡
	離乳食(0 歳児)	14:45	
	午後おやつ	15:00	午後おやつ
	帰りの会	16:00 16:30	帰りの会
	自由遊び(室内) 園児随時降園		自由遊び(室内及び園庭) 園児随時降園
		17:00	
		18:00	
		18:30	
延長 時間			

	閉園	19:00	閉園
--	----	-------	----

(3) 年間行事

月	行事内容	
4月	入園式・進級式・慣らし保育	身体測定・避難訓練・お誕生会・運動の日・英語であそぼう 毎月
5月	こどもの日の集い・リトミック(1歳児クラス以上)・バス遠足(4歳、5歳)・クラス懇談会・内科検診①	
6月	歯科検診・リトミック(1歳児クラス以上)・食育講座①・保育参加①	
7月	プール開き・七夕の集い・お楽しみ会(年長児)・保育参加②	
8月	リトミック(1歳児クラス以上)・保育参加③	
9月	プール納め・祖父母交流会(幼児クラス)・お手紙交流会(乳児クラス)・リトミック(1歳児クラス以上)・すぎのこまつり	
10月	内科検診②・リトミック(1歳児クラス以上)・食育講座②・引き取り訓練・芋ほり	
11月	運動会・リトミック(1歳児クラス以上)・個人面談(5歳児のみ)	
12月	料理保育・クリスマス会・おもちゃつき・保育参加④・個人面談(0～4歳児クラス)	
1月	食育講座③・かるた大会・クラス懇談会(5歳児のみ)	
2月	節分のつどい・保育参加⑤・おゆうぎ会・バイキング給食	
3月	ひな祭りのつどい・クラス懇談会(0～4歳児クラス)・卒園式・卒園おめでとう会・新年度準備	

- ※ ・園だより、ほけんだより・献立表は毎月初めにルクミーおたよりにて送付します。
・避難消火訓練は毎月実施します。(こどもたち向けの不審者対応等の訓練は年3回実施)
・お誕生日会は毎月実施します。
・総合防災訓練は消防署と調整で実施します。
・運動の日と英語であそぼうの日は外部講師による専門的な指導を受けて実施します。

(4) 給食について

- ア 昼食(主食)と間食(午前(乳児のみ)・午後各1回)を提供します。
イ 使用する食材の中で、アレルギー等のため食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。食材の除去など可能な限り対応いたします。尚、該当する場合は所定の書類の提出をお願いすると共に栄養士を交えた個別面談で具体的な方法を取り決めさせていただきます。

(5) 便宜の提供

当園は、次に掲げる便宜の提供を行います。

ア 主食および副食費の提供（３・４・５歳児クラス）

イ 時間外保育

ウ その他の便宜

7 保育料等について

(1) 保育料について

毎月の保育料につきましては、志木市へお支払いください。保育料額や具体的な支払方法等については、志木市の保育課へお問い合わせください。（総合受付 048-473-6731）

(2) 実費徴収について

次に掲げる費用は、保育料に含まれませんので、別途お支払いして頂きます。

また、これらのほかにも保育の提供にあたり必要な費用をお支払いして頂くことがあります。

この場合、あらかじめ費用を負担して頂く目的や理由について、適宜ご案内しますのでご了承願います。

		項 目	館第二すぎのご保育園	
			対 象	金 額
園児に関わる費用	1	園帽子（乳児用）	0.1.2 歳児クラス	1,260 円
	2	園帽子（幼児用）	3.4.5 歳児クラス	1,050 円
	3	連絡帳袋	全クラス	310 円
	4	防災頭巾	幼児クラス	3,370 円
	5	自由画帳	幼児クラス	230 円
	6	出席ブック（シール含む）	幼児クラス	680 円
	7	鍵盤ハーモニカ	4, 5 歳児 希望者	5,720 円
	8	ワークブック（ひらがなとすじ）	5 歳児クラス	380 円
	9	卒園アルバム	5 歳児クラス	9,900 円
	1 0	コット用シート	1, 2 歳児 希望者	2,300 円
幼児 希望者			2,600 円	
必要時に負担する費用	10	名札	全クラス	140 円 園で貸与 ※紛失、破損時は保護者負担
	11	集金袋	全クラス	100 円 入園または進級時に配布しますが紛失、破損時は保護者負担
	12	おむつ	主に乳児クラス	1 枚 100 円
	13	下着パンツ	主に幼児クラス	1 枚 400 円

※金額は令和 7 年 4 月 1 日時点の金額であり、お取引先から提示された金額に毎年変動する場合がありますが、その場合は実費相当額に変更読み替えられるものとします。

ア 便宜に係る費用金額は令和6年4月1日時点での金額であり変動しますので注意して下さい。

イ 時間外保育にかかる保育料

① 保育標準時間認定の場合

- ・ 18時00分を超えて18時30分まで利用した場合は1回200円（月額2,000円）
- ・ 18時30分を超えて19時まで利用した場合は1回200円（月額2,000円）

② 保育短時間認定の場合

- ・ 7時から8時30分未満まで利用した場合は30分毎1回200円
- ・ 16時30分を超えて19時00分まで利用した場合は30分毎1回200円

※保育短時間認定の場合は、月額料金の設定がありませんので注意して下さい。

※保育園の開所時間は7時から19時までとなっていますので必ず19時までのお迎えをお願いします。万が一19時を超えてお迎えとなった場合は、一人につき10分で2,000円の追加負担金が発生しますのでご留意をお願いします。

(4) 「手ぶら登園」について

① おむつのサブスク（0・1・2歳児クラス）

月額制2,508円（税込み）で、ユニ・チャームのマミーポコ紙パンツ（各サイズ）とムーニーのおしりふきが使い放題です。なお、登録・解除は保護者自身で行い、利用料金は保護者負担となります。

② 紙エプロンのサブスク（0・1・2歳児クラス）

月額制877円（税込み）で使い捨て紙エプロンと、ユニ・チャーム手口拭きが使い放題です。尚、登録・解除は保護者自身で行い、利用料金は保護者負担となります。

(5) 連絡帳アプリ「ルクミー」について

連絡帳は全クラス連絡帳アプリ「ルクミー」を利用します。

出欠席の確認もアプリで行います。

アプリのダウンロードおよび退会の手続きは利用者の方が行います。

(6) 食材費の徴収について

食材料費の取扱いについては、下記の通り保護者から直接保育園に支払って頂くこととなります。

ア 対象者

① 3歳から5歳の幼児クラス（当園では、ほし・もり・そら組）となります。

② 但し、下記の条件を満たす幼児については、副食費が免除（徴収対象外）されます。また、主食費についても志木市の政策により免除されます。

- ・ 年収が360万円未満世帯および第3子以降の子どもの場合

（第3子以降の子どもとは、小学校就学前の子どもを第1子とカウントし、同一世帯内の第3子以降で3歳以上の子どもを指します。）

イ 食材料費の徴収金額

1 か月あたりの食材料費を 5, 9 0 0 円とします。

(副食費：4, 8 0 0 円、主食費：1, 1 0 0 円)

ウ 補足事項

- ① 食材料費（主食費および副食費）の請求は、月額固定とします。また、主食費および副食費の徴収額は、園内同一とします。
- ② アレルギー除去食等の特別食を提供する園児についても、徴収額は同額とします。
- ③ 土曜日に登園する園児（給食有り）については、保護者が平日のいずれかで休暇を取得し家庭内保育をすることを原則としており、恒常的に土曜日を利用しない園児と同様の扱いとします。
- ④ 長期入院者や長期の休園のように、当園があらかじめ登園しない日を把握し、計画的な配食準備が可能な場合は、当園に前月 1 0 日までに書面を提出することにより、翌月以降、月単位（月初から月末まで）で食材料費の請求を止めます。（再登園月から食材料費を請求します）
- ⑤ 月の途中で退園した場合は、別途調整させていただきます。
- ⑥ 請求については、当月分を翌月の中旬に集金袋により請求（徴収）させていただきます。

8 土曜日の合同保育

- (1) 当園は土曜日に保育を提供するにあたっては、当園の運営主体である社会福祉法人シンエイ福祉会が設置する志木市館一丁目 2 番 2 号所在の館第一すぎのこ保育園と合同で保育を提供することができるものとします。
- (2) 前項の合同保育の実施にあたってその保育を現に行う場所は、当園と館第一すぎのこ保育園との間で協議して定めるものとし、実施場所については予め保護者に通知するものとします。
- (3) 合同保育の実施に関して必要な事項については、当園と館第一すぎのこ保育園で協議して定めるものとします。

9 利用の終了に関する事項

(1) 保育の提供の終了

当園は、利用する子ども又はその保護者が、次に掲げる状況に該当するときは、保育の提供を終了します。

ア 小学校に就学したとき。

イ 2 号認定の子ども又は 3 号認定の子どもでなくなったとき。

ウ 子どもの居住地市町村と協議のうえ保育の提供の継続が適当と認められないとき。

エ 保護者から退園の申出又は転園をしたとき。

(2) 退園又は転園の手続き

保護者は、当園を退園又は転園しようとするときは、原則として退園又は転園をする月の 1 カ月前までに、園長に対し退園届を提出するものとします。

10 緊急時の対応について

(1) 保育中に容体の変化等があったとき

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

ア 内科

医療機関の名称	たで内科クリニック
医 院 長 名	蓼沼 寛
所 在 地	埼玉県志木市柏町 6-29-44 ベルリバー 2F
電 話 番 号	048-485-2600

イ 歯科医

医療機関の名称	福田歯科医院
医 院 長 名	福田 茂樹
所 在 地	埼玉県志木市館 2 丁目 7-11 106 号
電 話 番 号	048-471-0888

(2) 災害時の対応について

ア 避難場所

当園における災害時の避難場所は次のとおりです。

第 1 避難場所		第 2 避難場所	
名称	志木第四小学校	名称	志木第二中学校
園からの距離	200m	園からの距離	300m
所要時間	2分	所要時間	4分

イ 引き渡しについて

災害等の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。

なお、交通機関等に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。

(3) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

11 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	・解決責任者 坂本 裕美 ・受付担当者 両角 恵美 ・ご利用時間 当園開園日、開所時間内 ・電話番号 048-423-6788
-----------	---

	・ F A X 0 4 8 - 4 2 3 - 6 7 3 1 担当者不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	沖野 達夫	電話番号	0 4 8 - 4 7 7 - 8 5 2 1
	高橋 尚久	電話番号	0 4 8 - 4 8 1 - 0 2 5 3

12 非常災害対策

当園は、非常災害に備え、次の取組を行います。

防災設備の設置	・ 自動火災報知機 有 ・ 誘 導 灯 有 ・ ガス漏れ報知機 有 ・ 非常警報装置 有 ・ 非常用電源 有 ・ その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・ 震災に備えての備蓄（一部準備中） （食糧・飲料水（3日分）、拡声器、携帯ラジオ等）
避難・消火訓練	消防法施行規則に基づき、避難訓練（毎月）、消火訓練（毎月）及び 総合防災訓練（年1回）を実施します。

13 虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

14 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

個人情報は、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

ア 保育所児童保育要録を送付するとき

小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

ウ 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

保育の提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

(2) 個人情報の使用

ア 保育料の金額の情報

お住まいの市町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、時間外保育料の徴収など必要な範囲に限って使用します。

イ 子ども及び子どもの世帯の情報

提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限って使用します。

15 当園におけるその他の留意事項

欠席する場合又は登園時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、午前8時30分までにご連絡ください。
お迎えが遅れる場合	保育時間以外の保育は、時間外保育になりますので、お迎えが遅れる場合は、あらかじめご連絡ください。
感染症について	感染症にかかった後に登園するには登園許可書が必要です。
与薬について	原則与薬はしませんが止むを得ず必要な場合は、園長と相談のうえ所定の手順に従っての対応となります。
喫 煙	当園の敷地内は駐車場を含めすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
受給認定の変更について	次に掲げる事項に該当しているにも関わらず、支給認定を行った市町村へ届出ずに、保育の提供を受けたことが判明したときは、当該市町村に対し報告を行わざるを得ませんので注意して下さい。（不明なことがありましたら担当の保育士に相談して下さい） (1) 保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。 (2) 就労状況等の変化により保育必要量の区分を短時間又は標準時間保育への変更認定が必要であるとき。 (3) その他世帯の状況の変化により支給認定の変更認定が必要であるとき。（勤務先の変更、就労時間の変更、産休、育休等）

館第二すぎのこ保育園重要事項の説明

館第二すぎのこ保育園における保育の提供を開始するに当たり、館第二すぎのこ保育園重要事項説明書に基づき新入園児入園説明時（令和7年2月15日）に内容説明をさせていただきました。

社会福祉法人シンエイ福祉会

理事長 神 杉 敏 夫

- ・ 保育園名：館第二すぎのこ保育園
- ・ 説明者職名：園長 坂本裕美

館第二すぎのこ保育園重要事項の説明に対する同意書

社会福祉法人シンエイ福祉会

理事長 神 杉 敏 夫 殿

私は、館第二すぎのこ保育園の利用に当たって重要事項説明書に基づき内容の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童氏名：

児童氏名：

入所児童との続柄：